

神戸市水道公告

令和8年度及び令和9年度において神戸市水道局が行う工事請負契約、物品購入、物品賃借、製造請負、その他請負、不用物品売却契約等の一般競争入札及び指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）に参加しようとする者に必要な資格及びその申請方法は、次のとおりとします。

令和7年10月1日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

1 一般競争入札等に参加する者に必要な資格

- (1) 神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号。以下「規程」という。）第3条第1項に該当する者でないこと。
- (2) 規程第3条第2項に基づく入札参加の資格制限を受け、その期間が満了していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）及び地方税について未納の税額がないこと。
- (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に加入していること。ただし、法令により適用除外とされる者を除く。
- (5) 「神戸市水道局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第5条に該当しないこと。
- (6) 別表に定める各申請期間の初日（以下「基準日」という。）の前日までにその営業に従事していること。ただし、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体にあっては、構成員である組合員が基準日の前日までにその営業に従事していること。
- (7) 工事請負契約の入札参加資格を得ようとする者は、基準日の前日までに建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業の許可を受けていること。
- (8) 工事請負契約の入札参加資格を得ようとする者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていること。
- (9) 物品購入、物品賃借、製造請負、その他請負、不用物品売却契約等の入札参加資格を得ようとする者で、営業許可等を必要とするものについては、当該許可等を有する者であること。

2 一般競争入札等の参加資格の申請の方法

(1) 申請方法

e-KOBE：神戸市スマート申請システム（<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>）による申請とします。

詳細は、神戸市ホームページ（<https://www.city.kobe.lg.jp/a05182/business/contract/bid/index.html>）に掲載します。

(2) 申請期間及び資格の有効期間

申請期間及び資格の有効期間は、別表のとおりとします。

(3) 認定の通知

一般競争入札等に参加する者に必要な資格を有すると認定したときは、規程第5条第2項の規定により、書面によって通知します。

(4) 問い合わせ先

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

行財政局契約監理課 工事契約担当（078-322-5147）

物品契約担当（078-322-5159）

別表

受付 区分	申請期間	基準日	入札参加資格の有効期間	
			資格始期（認定日）	資格終期
定期	令和7年11月1日から 令和7年12月19日まで	令和7年11月1日	令和8年4月1日	令和10年 3月31日
追加	令和8年6月11日から 令和8年7月10日まで	令和8年6月11日	令和8年9月1日	
	令和8年7月11日から 令和8年8月10日まで	令和8年7月11日	令和8年10月1日	
	令和8年8月11日から 令和8年9月10日まで	令和8年8月11日	令和8年11月1日	
	令和8年9月11日から 令和8年10月10日まで	令和8年9月11日	令和8年12月1日	
	令和8年10月11日から 令和8年11月10日まで	令和8年10月11日	令和9年1月1日	
	令和8年11月11日から 令和8年12月10日まで	令和8年11月11日	令和9年2月1日	
	令和8年12月11日から 令和9年1月10日まで	令和8年12月11日	令和9年3月1日	
	令和9年1月11日から 令和9年2月10日まで	令和9年1月11日	令和9年4月1日	
	令和9年2月11日から 令和9年3月10日まで	令和9年2月11日	令和9年5月1日	
	令和9年3月11日から 令和9年4月10日まで	令和9年3月11日	令和9年6月1日	
	令和9年4月11日から 令和9年5月10日まで	令和9年4月11日	令和9年7月1日	
	令和9年5月11日から 令和9年6月10日まで	令和9年5月11日	令和9年8月1日	
	令和9年6月11日から 令和9年7月10日まで	令和9年6月11日	令和9年9月1日	
	令和9年7月11日から 令和9年8月10日まで	令和9年7月11日	令和9年10月1日	
	令和9年8月11日から	令和9年8月11日	令和9年11月1日	

	令和 9 年 9 月 10 日まで			
	令和 9 年 9 月 11 日から 令和 9 年 10 月 10 日まで	令和 9 年 9 月 11 日	令和 9 年 12 月 1 日	

各申請期間内に申請の受付を行った場合でも、不備等で審査できない場合は上表に示した資格始期に認定できません。